治験審査委員会標準業務手順書（IRB-SOP）変更対比表

変　更　後	変　更　前	備　考
（治験審査委員会の設置及び構成） 第３条　　治験審査委員会は病院長が選任する委員長及び、委員長により選任され病院長により承認された９名以上、男女両性で構成される合計１０名以上をもって構成する。 ２～３　（略）	（治験審査委員会の設置及び構成） 第３条　　治験審査委員会は病院長が選任する委員長及び、委員長により選任され病院長により承認された９名、男女両性で構成される合計１０名をもって構成する。 ２～３　（略）	委員定数の変更
（治験審査委員会の運営） 第５条 １～７　（略） ８　委員長が欠席した場合或いは審議対象となる治験の関係者である場合は、副委員長がその職務を代行する。 ９～２０（略）	（治験審査委員会の運営） 第５条 １～７　（略） ８～１９（略）	委員長の職務代行規定 第８項として新設し、既存の第８～１９項を繰り下げる。